

湖北広域行政事務センター告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次のように廃棄物処理手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）で準用する長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

1 指定公金事務取扱者の住所および名称

(1) 可燃ごみ指定袋・不燃ごみ指定袋

別紙ごみ指定袋販売登録店一覧表のとおり 240件

別紙長浜市役所一覧のとおり 9件

別紙米原市役所一覧のとおり 1件

(2) 事業所用可燃ごみ指定袋

別紙長浜市役所一覧のとおり 9件

別紙米原市役所一覧のとおり 2件

(3) 粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券

別紙粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券販売登録店一覧表のとおり 11件

別紙長浜市役所一覧のとおり 9件

別紙米原市役所一覧のとおり 1件

2 委託した公金事務に係る歳入の種類

湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）の規定に基づく廃棄物処理手数料。

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 委託をした日

令和8年4月1日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 収納の方法

委託販売方式による。